

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 1 日

各地方整備局 企画部 技術管理課長 殿
北海道開発局 事業振興部 技術管理課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房 技術調査課 工事監視官
大臣官房 技術調査課 課長補佐
大臣官房 技術調査課 施工企画室 課長補佐

デジタルデータを活用した監督・検査等の実施について（試行）

国土交通省では、i-Construction 2.0 の取組として建設現場のオートメーション化を進めることにより、2040 年度までに少なくとも省人化 3 割、すなわち生産性を 1.5 倍向上することを目指しているところ。

デジタル技術の進展は日進月歩で進んでおり、施工管理、監督・検査等においても i-Construction 2.0 の柱の一つである「データ連携のオートメーション化（ペーパーレス化）」につながる様々な技術が導入されている。今般、新技術を積極的に活用し業務の効率化を進めるため、受注者からデジタル技術を活用した新しい施工管理、監督・検査の手法の実施について提案があった場合は、以下を踏まえ積極的に試行すること。

また、基準改定の参考とするため、試行結果については共有願いたい。

記

1. 実施内容

- 1) 受注者から、現行の基準・手法や納品方法とは異なるが、3次元モデルやAR等のデジタル技術を活用し、現行と比べて簡素化・効率化等を図ることができる新たな施工管理、監督・検査の手法の活用について協議があった場合は、従来方法との比較を実施した上で、監督・検査等に支障が生じないことを受発注者双方で確認できた場合に、現行の基準に替えて、新たな手法の活用を可能とする。
- 2) 実施にあたっては、実施内容等を施工計画書に反映する。
- 3) 実施後、基準改定の参考とするため、施工計画書等、実施内容が分かる資料を本省に提出する。
- 4) 受注者から本試行の協議があった場合は、必要に応じて各地方整備局等技術管理課又は本省へ事前照会すること。

2. 実施対象

土木工事共通仕様書に基づく土木工事を対象とする。

なお、「コンクリート工の生産性向上に関する試行」を実施する工事は対象としない。

3. 費用について

すでに費用計上されている現行の基準・手法の代替として実施するものであり、契約変更の対象外とする。

4. その他

試行にあたっては必要に応じて特記仕様書に記載してもよい。特記仕様書に記載する場合、記載案は別紙1を基本とする。

5. 問合せ先・資料提出先

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室

工事監視官 荒井：arai-y8310@mlit.go.jp

技術管理係長 内田：uchida-y23v@mlit.go.jp

大臣官房 技術調査課 参事官（イノベーション）グループ

課長補佐 高橋：takahashi-n8912@mlit.go.jp

建設システム係長 柴田：shibata-n8488@mlit.go.jp

大臣官房 技術調査課 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

課長補佐 阿久根：akune-y28x@mlit.go.jp

施工調整係長 戸羽：toba-y8310@mlit.go.jp

以上

特記仕様書記載例：

デジタルデータを活用した監督・検査等の試行について

受注者は、施工管理、監督・検査において現行の基準と手法や納品方法が異なるが、3次元モデルやAR等のデジタル技術を活用し、現行と比べて簡素化・効率化を図ることができる新たな施工管理、監督・検査の手法の活用について協議があった場合は、従来方法との比較を実施した上で、監督・検査等に支障が生じないことを受発注者双方で確認できた場合に、現行の基準に替えて、新たな手法の活用を可能とする。

実施にあたっては、実施内容等を施工計画書に反映する。

なお、新たな手法による施工管理、監督・検査の実施にあたり、生じた費用は変更契約の対象外とする。